

国家知識産権局「専利権質権設定登記弁法」に関する公告 (第 461 号)

公布時間：2021 年 11 月 16 日

国家知識産権局公告 第 461 号

『専利権質権設定登記弁法』は既に認可され、ここに公布し、公布日より施行する。
以上、公告する。

国家知識産権局
2021 年 11 月 15 日

専利権質権設定登記弁法

第一条 専利権の運用と資金の融通を促進し、関連権利者の合法權益を保障し、専利権の質権設定登記を規範化するために、「中華人民共和國民法典」「中華人民共和國専利法」及び関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局は専利権質権設定登記に責任を負う。

第三条 専利権に質権を設定する場合、質権設定者は質権者と書面による質権設定契約を結ばなければならない。

質権設定契約は独立した契約でもよく、主契約における担保の条項でもよい。

質権設定者と質権者は共同で国家知識産権局に専利権質権設定の登記をしなければならず、専利権質権は国家知識産権局が登記した時点から設立する。

第四条 共有の専利権に質権を設定する場合、全ての共有者の間に別途約束がある場合を除き、その他の共有者の合意を得なければならない。

第五条 中国に常駐住所又は営業所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が専利権質権設定登記の手続を行う場合、法律に基づき設立した専利代理機構に委託しなければならない。

中国の組織又は個人が専利権質権設定登記の手続を行う場合、法律に基づき設立した専利代理機構に委託することができる。

第六条 当事者はインターネットを通じたオンラインでの電子文書提出、郵送又は窓口での紙文書提出等の方式により専利権質権設定登記の関連手続を行うことができる。

第七条 専利権質権設定登記を申請するとき、当事者は国家知識産権局に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (一) 質権設定者と質権者が共同で署名又は捺印した専利権質権設定登記申請書
- (二) 専利権質権設定契約書
- (三) 双方当事者の身分証明又は当事者が署名した関連承諾書
- (四) 代理を委託する場合、委託権限を明記した委託書
- (五) その他提供が必要とされる書類。

専利権が資産評価を受けた場合、当事者は資産評価報告書も提出しなければならない。

身分証明を除き、当事者が提出する他の各種書類は、中国語で記載しなければならない。身分証明が外国語によるものである場合、当事者は中国語の訳文を添付しなければならない。添付していない場合、未提出とみなされる。

当事者がインターネットを通じてオンラインで専利権質権設定登記を行う場合、提出された電子文書と紙文書の原本が一致することを承諾し、かつ事後に紙文書の原本を追納しなければならない。

第八条 当事者が提出する専利権質権設定契約書は質権設定登記に関わる以下の内容を含まなければならない。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所
- (二) 担保される債権の種類と金額
- (三) 債務者の債務履行期限
- (四) 専利権の件数及び専利権ごとの名称、専利番号、出願日、授權公告日
- (五) 質権設定による担保の範囲

第九条 本弁法第八条に規定した事項の他に、当事者は専利権質権設定契約に次の各号に掲げる内容を約束することができる。

- (一) 質権設定期間における専利権の年金の納付
- (二) 質権設定期間における専利権の譲渡、実施許諾
- (三) 質権設定期間において、専利権が無効宣告され又は専利権の所属に変更があった場合の対応

- (四) 質権を実行する時の、関連技術資料の交付
- (五) 質権設定登記をすでに行った同一の出願人の実用新案について同様の発明創造が同日に特許出願され、質権設定期間中に当該特許出願に専利権が付与された場合の対応

第十条 国家知識産権局は専利権質権設定登記の申請書類を受理した日から5業務日以内に審査を行い、登記するか否かを決定する。

インターネットを通じたオンライン方式で提出する場合、国家知識産権局は2業務日以内に審査を行い、登記するか否かを決定する。

第十一条 審査に合格した専利権質権設定登記申請について、国家知識産権局は専利登記簿に登記し、当事者に「専利権質権設定登記通知書」を発行する。審査を経て次のいずれかの事由が発見される場合、国家知識産権局は登記しないと決定し、当事者に「専利権質権設定不登記通知書」を出す。

- (一) 質権者が、当事者が専利権質権設定登記を申請した時点で専利登記簿に記載された専利権者でない
- (二) 専利権がすでに終了又は無効宣告された
- (三) 専利出願はまだ専利権が付与されていない
- (四) 専利権の年金について規定に従った納付をしていない

(五) 専利権の帰属に紛争が生じ、国家知識産権局に関連の中止をすでに請求し、又は人民法院の裁定により専利権に保全措置が講じられ、専利権の質権設定手続が一時中止された

(六) 債務者の債務履行期限が専利権の有効期間を超えている

(七) 質権設定契約が本弁法第八条の規定に合致していない

(八) 共有する専利権の質権設定であるが、全ての共有者の同意を得ておらず、かつ特別な約束がない

(九) 専利権の質権設定登記がすでに申請されており、かつ質権設定の期間にある

(十) 質権設定の登記を請求した同一の出願人の実用新案について同様の発明創造が同日に特許出願された場合でも、当事者が当該状況を通知された後も専利権質権設定登記を継続することに同意する旨を表明している場合を除く。

(十一) 専利権の無効審判手続が開始された場合でも、当事者が当該状況を通知された後も専利権質権設定登記を継続することに同意する旨を表明している場合を除く。

(十二) 質権設定条件に合致しないその他の事由

第十二条 専利権が質権設定されている期間において、国家知識産権局が質権設定登記において本弁法第十一条に記載した事由が存在し、かつまだ取り除かれておらず、又は専利権質権設定登記を撤回すべきその他の事由を発見した場合、専利権質権設定登記を撤回し、当事者に「専利権質権設定登記撤回通知書」を発行しなければならない。

専利権質権設定登記が撤回された場合、質権設定の効力は遡及的に無効となる。

第十三条 専利権が質権設定されている期間において、当事者の氏名又は名称、住所が変更された場合、専利権質権設定登記変更申請表及び変更証明書又は当事者が署名した関連承諾書を持って、国家知識産権局で専利権質権設定登記変更手続をしなければならない。

専利権が質権設定されている期間において、担保されている主債の種類及び金額又は担保の範囲に変更があった場合、当事者は変更の日から 30 日以内に専利権質権設定登記変更申請表及び変更協議書を持って、国家知識産権局で専利権質権設定登記変更手続をしなければならない。

国家知識産権局は変更登記申請を受理した後、審査を経て、当事者に「専利権質権設定登記変更通知書」を発行し、審査期間は本弁法第十条の登記手続を行う期間に従って実施する。

第十四条 次のいずれかの事由が発生した場合、当事者は専利権質権設定登記取消申請表、取消証明書又は当事者が署名した関連承諾書を持って、国家知識産権局で質権設定登記の取消手続をしなければならない。

(一) 債務者が期日通りに債務を履行し又は質権設定者が担保された債務を繰り上げて返済した場合

(二) 質権がすでに実行されている場合

(三) 質権者が質権を放棄した場合

(四) 主契約が無効、撤回されたことにより質権設定契約も無効、撤回された場合

(五) 法律で定める質権が消滅するその他の事由

国家知識産権局は登記取消の申請を受取った後、審査を経て、当事者に「専利権質権設定登記取消通知書」を発行し、審査期間は本弁法第十条の登記手続を行う期間に従って実施する。専利権質権設定登記の効力は、取り消された日に満了する。

第十五条 特許登記簿には、専利権質権設定登記に関する次の事項、即ち、質権設定者、質権者、主分類番号、専利番号、授権公告日、質権設定登記日、変更項目、取消日等を記載し、かつこれらを定期的に発行する専利公報で公告する。

第十六条 質権設定者及び質権者が合理的な理由により請求する場合、専利権質権設定登記手続に関する書類を閲覧又は複製することができる。

専利権者は、他人が本人の同意を得ずに専利権質権設定登記手続をしたことを理由に閲覧及び複製を請求する場合、専利権質権設定登記手続の過程で提出した申請表、質権設定者が署名若しくは押印した文書を閲覧又は複製することができる。

第十七条 専利権が質権設定されている期間において、質権設定者が、当該専利権の放棄に質権者が同意する証明資料を提出しない場合、国家知識産権局は専利権の放棄手続を行わない。

第十八条 専利権が質権設定されている期間において、質権設定者が、当該専利権の譲渡又は実施許諾に質権者が同意する証明資料を提出しない場合、国家知識産権局は専利権の譲渡登記手続又は専利実施許諾契約の登録手続を受理しない。

質権設定者が質権を設定した専利権を譲渡し又は他人による実施を許諾する場合、質権設定者が得た譲渡料、許諾料について、質権者に債務を繰り上げて返済し又は供託しなければならない。

第十九条 専利権が質権設定されている期間において、次のいずれかの事由が発生した場合、国家知識産権局は質権者に速やかに通知しなければならない。

(一) 無効宣告され又は終了した場合

(二) 専利権の年金について規定の期限に従った納付をしていない場合

(三) 専利権の帰属に関する紛争が生じ、国家知識産権局に関連の手続の中止をすでに請求し、又は人民法院の裁定により専利権に保全措置が講じられた場合

第二十条 当事者が承諾による専利権質権設定登記に関する手続をするを選択した場合、国家知識産権局は必要な時に当事者の承諾内容が事実であるか否かについて抽出検査を行い、承諾内容が実際の状況と一致しないことを発見した場合、当事者に通知書を発行し、期間を定めて是正を要求しなければならない。期間を過ぎても是正を拒否し、又は是正後も条件に合致しない場合、国家知識産権局は関連規定に基づき、相応の信用失墜懲戒措置を講じる。

第二十一条 本弁法は国家知識産権局がその解釈に責任を負う。

第二十二条 本弁法は公布日から施行される。

出所：国家知識産権局 HP

http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/16/art_2073_171517.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。